

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第

卷一十三第

行發日一月二十年五和昭

論叢

銀行秘密の維持と所得税 法學博士 神戶 正雄

本居宣長の經濟思想 經濟學博士 本庄榮治郎

利子に於ける勢力の作用 文學博士 高田 保馬

日本の家族制度と民法 文學博士 三浦 周行

說苑

大量に就いて 經濟學士 蜷川 虎三

工業と商業との交渉 經濟學士 磯部 喜一

雜錄

所得分配統計の研究 經濟學博士 沙見 三郎

京都市に於ける消費組合 經濟學士 谷口 吉彦

金と物價との關係に就て 經濟學士 一谷藤一郎

Westergaard の一著 法學博士 財部 靜治

法令

郵便貯金利子割合ノ件中改正・米穀法第二條ノ規定ヲ權太ニ施行スルノ件・米穀法第二條ノ規定ニ依リ米及粃ノ輸入税增加ノ件・昭和三年勅令第二十二號米穀法第二條ノ規定ニ依ル米及粃ノ輸入制限ニ關スル件中改正・無盡業法ヲ權太ニ施行スルノ件

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

本誌第三十一卷總目錄

(裝 轉 載)

本居宣長の經濟思想

——生誕二百年を記念して——

本庄榮治郎

國學の大家本居宣長が伊勢松阪に呱呱の聲を擧げたのは、享保十五年五月七日子の刻であつて、本年は恰もその生誕二百年に當る。中井竹山、片山兼山も亦同年の出生である。伊勢松阪町では宣長の遺墨資料展覽會が催され(四月六日)三重縣教育會主催の夏季講習會が松阪にて本居大人生誕二百年を記念して開かれた(八月中旬)。東京では皇典講究所や慶應大學等に於ても記念講演會があり、玉辭會は芝區西久保八幡神社に遺墨展覽會を催し、名古屋、鳥取等に於ても記念展覽會があつた。而して國學院雜誌が本年五月號及九月號(三十六卷五號、九號)の二冊を本居宣長號として記念特輯を企てたことは特筆せらるべき事柄であらう。其他同様の企てが他にもあつたことと思ふが、一々之を詳かにせない。私も諸家の曠尾に付して茲に大人の生誕二百年を記念するため、聊かその經濟思想について記して見たいと思ふ。

「本居宣長全集」其他によつて、大人の著述の甚だ多きことは直ちに知らるゝ所であるが、經濟思想に關するものは極めて少く、「秘本玉くしげ」二卷の外は特に注意すべきものもないやうである。該書は天明七年十二月に成り、治道を論じて紀州侯の下問に答へたものであるが、その際天明六年に成れる「玉くしげ」一巻をも添へて紀州侯に上つた。「日本經濟叢書」の解題に「玉くしげ」には政事に關する重要な部分を省略し云々とあるが、もとく「玉くしげ」は古道の本旨を論じたものであり、政治上のことを主として論じた「秘本玉くしげ」に古道に關する部分を省略したから、「玉くしげ」を添へて紀州侯に上つたものである。「玉くしげ」は寛政元年十一月に、「秘本玉くしげ」は嘉永四年五月に木版本として上梓せられた。又「玉くしげ別本」と稱す

るものがあり、「日本經濟叢書」はそれを底本としてゐる。之は翁の後裔、本居豐穎氏が校訂して明治四年に出版したものである。その内容は「秘本玉くしげ」と同一のものである。要するに「玉くしげ」「秘本玉くしげ」「玉くしげ別本」の三種は、何れも版本となつて居り、内容に於ては「秘本玉くしげ」と「玉くしげ別本」と同種のものであるが、「玉くしげ」は全然別のものである。茲には「本居宣長全集」第四所收の「秘本玉くしげ」によつて、大人の經濟思想を窺つて見たいと思ふ。

「秘本玉くしげ」は上述の如く紀州侯の下間に答へたものである。その冒頭に「當時うけ給はり及ぶ他國の様子共をかれこれ引出て、存心のほどを、つくろはず、かざらず此一書に申述侍るなり。(中略)たゞ同輩どちの物語の心持の詞を以て書つより惣體の文もかざることなく、たゞ通俗の平話を以て申すなり」(五六三頁)とあるによつても、卒直に意見を述べたものであることは明かであり、國學者としての宣長翁に映じた當時の世相と、之れが對策とは此書に示されてゐるのみならず、政治經濟の根本觀念ともいふべき事柄も同時に論ぜられてゐるものである。以下個々の點についてその意見を窺つてみやう。

一

先づ政治の根本は如何。當時はたゞ眼前の利害のみを考へて根本の政策を顧みざる如くであるが、之は誤れるの甚しきものである。即ち曰く『凡て天下を治め一國一郡を治むる政道大小のことにつきて、其善惡利害の料簡を立るに、まづ學問せざる人の料簡は、多くはたゞ今日眼前の手近き事のうへばかりにつきて工夫をめぐらして、根本の所には心のつかぬ事おぼし。たとひ又其本の所へ心はつきても、その工夫の至らざること多し。殊に近來の世の風儀は、たゞ眼前の損得の事のみを計りて、根本の所を思ひていふ料簡を今日の用にたゞず、まはり遠き事にして、とりあはぬならひとされる、これ大なるひがごとなり。今日眼前の利益を思はじ、まづ其根本より正さずばあるべからず。本を正さずしては、いかやうに工夫をめぐらして、よき料簡を立るといへ共、諺にいはゆる飯上の蠅をおふといふものにて、末とぐるごとなく、皆いたづら事となり、或はつひに大害を引出ることもあるものなり』(五六三頁)と。

然らば根本の利害は如何にして考ふべきであるか。漢學者流は多く四書五經により聖人の道を説くが、宣長は皇國の大道を尊ぶ。『皇國の古は道なしといふは、此方にまことの勝れたる道のあることをしらずして、たゞ唐戎の道のみ道と心得たるひがことなり』(五五一頁「玉くしげ」)と。されば『經書の趣ばかりにては、時世のもやう、國所の風儀、古今の變化などらうとき故に、今日の政務にはまことに于遠にして、却て世俗の料簡にもおとる事もあつるものなり』(五六四頁)。然し學問に深く身を入れて經書のみならず歴史諸子をも取あつかひ、經濟の筋をもよく吞込たる人の説は俗人の及ばぬ所もあるが、猶儒者には儒者氣質の一種の説があり、又『理屈は至極尤に聞えても、現にこれを政事に用ひては思ひの外によろしからざる事もおほくして、却て害ある事もあるなり。惣じて何事も實事にかけては其議論其理屈の如くにはゆかぬものなり』(五六四頁)とて理論と實際との適合せざることあるを道破し、『すべて儒者のくせとして先代の滅びたる所以を論じて、かくの如くなりし故に其國はほろびたれば、此度は改めてかやうにせば必長久なるべし』(五六五頁)とて新法を行ふけれども『度々改め變るほどに、よき事は出來ずして却て改むる度ごとに害多く、その間には姦曲なる者も多く出て、さまざまと國政をなぶりものにして、終には國を亡ぼすに至る』(五六四頁)ものである。されば『惣体世の中の事はいかほどかしくても、人の智慧工夫には及びがたき所のあるものなれば、たやすく新法を行ふべきにあらず、すべての事たゞ時世のもやうにそむかず、先規の有來りたるかたを守りてこれを治むれば、たとひ少々弊は有ても大なる失はなきものなり。何事も久しく馴來りたる事は少々あしき所ありても、世人の安んずるものなり。新に治むる事は、よき所有てもまづは人の安んぜざるものなれば、なるべきだけは舊によりて改めざるが國政の肝要なり』(五六五頁)と説き、古道に歸りて『今の世の人は、たゞ、今の世の上の御掟をよくつゝ

しみ守りて、己が私のかしこだての異なる行ひをなさず、今の世におこなふべきほどの事を行ふより外あるべからず。これぞすなはち神代よりのまことの道のおもむきなりける』(五六〇頁)玉くしげこと斷じてゐる。

更に轉して他の點について見るに、世には天下のため國のため害となる事が多い。然しその害にも種々なる區別がある。即ち『實は大に害あれども害と見えざる事もあり、又こゝには益あれども、かしこに害ある事あり、又當分は益あるやうなれども、後日に大害となることあり』(五八五頁)。世を治むるものは、此等の害によく注意せなければならぬ。また『眼前に大害としれながらも、停めがたく、國君の勢にても公儀の御威光にても、俄かには禁止しがたき事も多くあるなり』(同上)。かゝる場合には俄かに之を禁ずることなく、之を増長せしめざるやう計らひ、いつとなくおのづから止む時節を待つの外はない。『萬の事は日々に増長するとも、思ひの外に又いつとなく衰へゆく時節もあるものなれば、かならず事を急にして、しそんずまじきなり』。(同上)これは、國民のために利益ありと思ふ事柄についても同様であつて、利益なればとて新規に俄かに行へば、人の歸服せざることがあり、又却て失敗することもあるものである。従つて『有來りたる事は少々はあしくとも、大抵のことはそのまゝにて有べし。新規の事は、大抵はまづせぬがよきなり。すべて世中の事は何事も、よしもあしきも時世の勢によるものにて、いかほど悪きを除かんとすれども、いかほど善事を行はんとすれども、極意のところは人力には及びがたきものなれば、しひて急にこれを行はんとすべからず』(五八六頁)。されば『とにかくに、大抵事すまば奮きにしたがふにしくはなし』(同上)としてゐる。

この保守的漸進的なる思想は、他の事柄についても之を見ることが出来る。例へば法律を變改

することについても、同様の意見を述べて居る。即ち

『何事にても先規よりの法を守るといふは天下一同の事にて、まことによるしきことなり。』(五九三頁)

『昔定まりたる法も年代久しくうつり、世のもやうのかはれるにつきては、今は其法の知くならでも害なき事、また其法の守りがたき事などもあるをば、大目に見ゆるしながらも、ひたすら先代の法を廢せん事をば憚りて、其法をば、やはり法と立おきて背かざるやうにするは、おのづから本朝のあつき古意にかなひて宜しき事なれば其事の筋にもよるべきものなり』(五九三頁)

『時代のうつるにつきては、世中のもやう、人の氣質などもうつりかはるものなれば、昔の法のまゝにて今は宜しからざる事もあるべければ、其時代々々の世中のもやう、人の氣質などをよく辨へて、昔の法をもこれに引當て考ふべきなり』(五九五頁)

といへる如きこれである。然し當時に於ては法を守るといふことも實は十分には行はれてゐない。

即ち曰く『近來はこれを(法を)守るといふはたゞ名ばかりにて、實は大にくづれて其法の本意にも背ける事のみ多し。又法は法と立おきて、其法をよけてさはらぬやうに惡事をなす者甚だ多きを、たゞ法だに立ば、いかほど惡事をなす者有ても、とがめざる事あり』(五九三頁)と所謂法網を潛る如き手段の行はれたことは之によつても明かであるが、
『近來は上より命令ある事をも、下にはゆるがせに心えて、これを守らざる事多く、又しばらくは守る事もあれどほどなくづると、これ甚あるまじき事なり』(同上)と論じ、更に上下通暢せざることも、大なる時弊なりとしてゐる。(五八七頁、五八八頁参照)

二

徳川時代太平の打續くにつれて國民の生活程度は上進し、所謂奢侈的生活を見るに至り、諸侯武士農民の困窮を生ずるに至つた。この點に關して宣長は曰く『惣体上中下の人々の身分の持やう、各々の分際に相應のよきほどあるべきは勿論』（五六七頁）であるが、『今の世の人々の身分の持様は、上中下共におしなべて、分際よりは殊の外重々しきに過ぎたり』とし、今の大名は『上古の天子、中古の大將軍などの御様子よりもまさりて萬事重々しきなり。それに准じて中下の人々もみな同じ事にて、たとへば今の世に千石もとる武士は、昔一萬石乃至五萬石も取し人ほどの重々しきなり。百石とる人はむかし千石四五千石もとりしほどの人に同じ』。従つて『分際不相應に、心持も重々數身分の様に、昔は大名の自身にせし程の働きをも、今は百石五十石位取程の人も皆下なる者に云付、働かせて自身はせぬ事の様になれり。富める町人杯は猶更の事なり。然れども是天下一同の事なる故に、各分際に過ぎたりと云事をみづからも覺えず、元より箇様に有べき筈の物とのみ心得居るなり』。かくの如く身分を重々敷することは、奢とは別の如くであるが『是即大なる奢りなり。其中に平人の奢りは、其身一分きりの事のみにては害の他に及ぶ事はなきを、上たる人の奢りは其害領内に及ぶ事なり。惣体治平の代久しく續く時はいつとなく世上物事華美に成て、漸々に人の身持も重々敷なる事なるを、時々是を推へずして捨置時は、年々月々に長し行て際限なく、次第々々に世上困窮に及びて竟に如何敷事の起るなり』と説いて居る（以上、五六七頁）。

然らば其對策は如何。曰く『人は何事もその身の分際相應にするがよきなり。分限に過て奢るがわるき事は申すに及ばず、又あまり降して軽くすることも正道にはあらず』（五八一頁）とし、大名は大名相應に、武士も武士相應に、百姓町人も亦其の身上相應に身を持つがよい。然し儉約を心がけて愒嗇に流るゝも、よきことではない。然らばその分相應といふは『いかほどが相應なるや、手本のなきものなればよきほどは知がたき事

なるに、惣じて華美なるかたにはうつりやすく、すこしも質素なる方へはうつりにくきものなれば、治平の久しくつゞける世は、一同に段々華美の長ずるならひにして(中略)今の世ほど下が下まで華美なることは、古今の間になき事なれば、今の世にこれぞ分限相應のよきほどならんと思ふ事は、皆大に分限には過であるなり(同上)といひ、身持を落すことは中々行はれ難きことであるが、さればとて棄て置くべきことでもなく、又何時か自然と質素へ歸るべき時期を待つべきでもない。『上にたつ人は、隨分なるべきだけは工夫をめぐらして、自他者の長ぜざるやうに、少しづつにても質素の方へかへるやうはからひ玉ふべき事なり』(五八二頁)。その計らひ方は『先上より物事おとさるだけ落して、軽くして見せ玉はど、漸々におのづから御家中も下々の者も、それにならひ却て華美なる事を笑ふやうにもなるべきことなり(同上)』とし、すべて何事も下々の者をして心よく歸服して行ふやうに仕向けなければならぬ。『下々を心より歸服せしむることは、皆上よりのはからひ仕方によることぞかし』(同上)と論じて居る。

三

當時諸侯武士の困窮に陥つたことは周知の事實であるが、何故かくの如く困窮に陥つたものであるか。下民は定まれる祿なき者であるから困窮に及ぶ者多きことも道理であるが、武士は定まれる祿を有する者であるから、其分限相應にさへ暮さば窮迫することはあるまじき道理である。大名も時折凶歳水損などのため收納の減することもあるが此等は古よりのことであつて今更始まつたことではない。又公儀の御手傳凶歳の救濟等の如きも定まれることであり、其等の支出を考へて財政を立つれば格別の逼迫はあるまじき理である(五〇七頁)。然るに財政困窮に陥るもの多

きは何が故であるか、宣長は之を以て『世上次第に華美になり、いつとなく自然に御身分の餘り重々敷成て、何に付ても御物入の昔よりは格別に多きが故なり』（五六八頁）としてゐる。『むかしは惣体物事無造作にして、今の世の如く重々しくはあらざりし故に、何事も物入は今の半分にもあらずして、却て手行も宜しかりしなり』（五六八頁）と説き、諸侯より家中に至るまで、その身分よりも、殊の外重々しく取扱ひ、甲乙丙丁と上下段々の役人あつて事をとり行ふに、昔は甲が自らせしことを、今は乙に云付けて取扱はせ、乙は丙に、丙は丁に取扱はず如くなり『身の勞はすくなけれ共、物入は多ければ畢竟は面々のためにも損なり』（五六九頁）としてゐる。即ち『武備國政の外に、御身分の事に付たる横様の役人抔多くして、一人にても濟べき事にも上役下役段々に有て人多くかゝりさしてもなき事にも多くの人手間かゝり、次第に事も繁く費多く、其一々の取扱ひに一として御物入のなき事はあらず、又段々の役人多ければ、横道へ拔行物入も多かるべし』（五六八頁）と。要するに冗員と繁文縟禮とである。

次には『諸大名の江戸御往來の人数殊の外に多きことなり。今の大名の御往來の人数は、全く軍陣の人数なり。平常の往來にかやうにおびたゞしき人数をめし具せらるゝ事は、和漢古來聞も及ばぬことにて無益の費おほかるべき事なり』（五六九頁）と説き、家中の人々の常々の往來の人数も亦甚だ多きことを説いてゐる。かゝれば『今は臨時に年貢を過分に免し玉ふこともなく、惣體の御收納も古へには十倍せるに、なほ用脚の足らざるは、惣體の事の取扱ひあまりにおもおもしろく、無益の事繁多にして御物入の過分に多きが故ならずや』（五七〇頁）とし、これが對策としては、衣服飲食調度等に對する儉約の如きは『大名の御身上にては何程の事にもあらず』（五六八頁）とし、冗員整理其他の方法をとるべきことを論じて居る。即ち『大かた今の世の大名分の御身分のうへに付たる諸事の取扱ひを見るに、十に六七はみな省きてもよき事のみなり』（五六八頁）と斷じ、供廼人数については『今の治平の御代の有様にとり

ては、大に減少し玉ひて、五分の一ぐらゐにても宜しかるべく思はるゝことなり』(五六九頁)と述べ、遊藝の輩などに永々扶持を與へるは無益の費であり、儒者醫者等に就ても、才能なき者に徒らに多くの扶持を與ふるは無益のことなりと論じてゐる(五九四頁)。

然しながら困窮甚だ迫りて如何ともすべき途なきに至りたるときは『右のごとくゆるやかなる仕方ばかりにては、とてもましあたりての間には合ひがたき事なれば、左様の時はいかにしてなりとも、急にそのはからひなくてはかはず』(五八六頁)。かゝる場合に通常行はるゝ方法は、町人百姓に御用金を徴することである。然しこの御用金の方法によることは、必ずしも良策とは限らず(後述参照)、又一定限度のあることであつていつ迄もこれにて済まし得べきことではない。萬策盡きたる後に於ては『御家中の祿を年を限りて減じ玉ふより外の上策はなし』とし、更に之を詳説して曰く、

『なるべきだけは此の事はなくてあらまほしきものなれども、上の御身分につきたる御物入どもをもなるべきだけ省略減少せられ、はしぐくまぐまで御手をつめられて、そのうへやむことを得ぬときは、此法より外に作略は有まじきことなり。(中略)これ全くやむことを得ざる故の事なれば、もし此事ありとても、必々御はからひを恨み奉るべきにあらず。(中略)さてもし何國にもせよ此法を行はれんに付ては、おのおの祿の大小によつて減少の差別あるべき事勿論なれども、下々に至つて微祿の人々は殊にくつろぎなければ、迷惑甚しかるべし。此所かへすがへすも御かへりみあるべきなり。さて又此年限の内に、是非とも御勝手の立なほるべきやうの算用のつもり、其しまり方、且つ又年限終りて後のしまり方など、かねてよくくつもりあるべきことなり』(五八七頁)。即ち一定の年限を附し、祿高によつて減俸率に差別を立て、その年限内に必ず財政の恢復を期すべしといふに在る。近來は財政を料理するために御勝手方な

る役人を置き、之に金銀の工面をなさしめてゐるが、彼等は恰も利を貪る商人の如き振舞をなし、却て國政の妨げとなることも少くない。然し財政困難の折柄、これも止むを得ざることであるが、根本をいへば『左様に御勝手のさしつまるやうになるがわるきなれば、とかくその本をよく吟味して、諸事をいかやうにつめてなりとも物入の少なきやうにして、是非とも御收納にて何事もこと足るやうに相はたらかんぞ肝要なるべき』(五九四頁)と云つてゐるが、これ即ち量入制出の説に外ならぬ。

更に武士の困窮については宣長は『當時役用のしげくもなき家中衆は、大小上下共に随分多く農作をさせ、家内婦人は女工を出精せられて宜しかるべきにや。(中略)さやうにするときは、さし當りてまづ内證用脚の助けにもなるべく、又武士の筋骨身體つよくなりて、第一武事の働きのためにも甚宜しかるべきなり』(五七一頁)とて、武士の歸農若くは家中工業に従事すべきことを説いてゐるが、若しかゝることが一般に行はれた場合に、果して當時の封建制度維持と兩立し得べきものなりや否やについては、何等論及せる處なきが如くである。

四

宣長はまた農民の困窮について論じて曰く『近來百姓は殊に困窮の甚しき者のみ多し。これに二つの故あり、一には地頭へ上る年貢甚多きが故なり、二つには世上一同の奢につれて、百姓もおのづから身分のおごりもつきたる故なり』(五七一頁)と説き、前者に關しては古來の變遷を説きたる後『戰國の時もやうは、田畑の物成の内、わづかに農民の命をつゞけて、飢に及ばぬほどを百姓の手にのこして、其餘は皆年貢に取れるくらゐの事なりしは甚しき事ならずや。(中略)今の世の年貢は、かの戰國のころのまゝなれば至つて多きことなり。然るに今の武士は、古への定め分量をも考へず、次第に多くなりぬるわけをも思はずして、たゞ本より今の如くに上るべきはづの物と心得居て、みだりに百姓をしへた

け苦しむる國も、よそには有ときくはいかなる事ぞや』(五七二頁)といひ、農民の憐れなる生活に論及して曰く『今の世は年貢多き故に、古へに一反二反の田を作りて取しほどの米は、一町も二町も作らざれば我物になりがたきによりて、それだけに身を勞し心をも勞する事甚しきがうへに、あまつさへ正味の米は多くは上へ上げて、自分はたゞ米ならぬ龐末の物をのみ食して過すなり。これを思へば今の世の百姓といふものは、いとよいともあはれにふびんなるものなり。』(五七二頁)

然るに『上々も下々の役人も、百姓をあしらふに露ほどもめぐみいたはる心はなくして、年貢は本より今の世の定まりの如く、出すべきはづのものと思得、その定まりの年貢の外にも、なほさまざまの事共を工夫し出して、たゞひたすらに取上る事をつとめとしてあきたる事なく(中略)百姓手前より出す物年々に多くなりゆへに、百姓は困窮年々につのり、未進つもありて終に家絶え田地あるれば、其田地の年貢を村中へ貢する故に、餘の百姓も又堪がたきやうになり、或は困窮にたへかねては、農業をすて、江戸大坂城下々々などへうつりて商人となる者も次第に多く、子共多ければ、一人はせんかたなく百姓を立さすれども、残りはおほく町人の方へ奉公に出して、つひに商人になりなどする程に、いづれの村にても百姓の寵は段々にすくなくなりて、田地あれ郷中次第に衰微す』(五七三頁)と。

困窮の第二因たる百姓の奢りについては『百姓の身分は右のごとく、くつろぎなきうへに、又町人などの世のおごりを見ならひて、おのづからおごりもつきたる故に、いよく困窮甚しきなり。尤も町人の奢りにくらぶれば、百姓のおごりは何ほどの事にもあらざれ共、地體くつろぎなきうへなれば、いさゝかの事にても痛みにはなるなり』(五七四頁)と述べて居る。

然らばこの百姓の困窮に對する救濟策は如何。先づ第一に年貢を減ずることは可能なるべきや。この點については宣長の説は極めて不徹底である。曰く

「戰國以來諸大名の武士をおびたゞしく扶持せらるゝことおのづから定まりと成て、久しく年代を經來りたる事なるに、其の武士を過分に減ぜられては、公儀の御軍役も勤まりがたく、又あまたの武士の俄に難義に及ばるゝことにて、是を減ずること成がたければ、年貢も今更俄に減ずることは決してなりがたき御事なり。又百姓も年代久しくなれ來りたる年貢の事なれば今の定まりほどは必上るべきはづのものと思得居て、是を過分に多しと思はぬことなれば、ふびんながらも年貢は定まりのとほりなるべき事なれ共、せめて右の子細を思召て、今の世の百姓は必身を勞する事も古よりは甚しく、年貢に大に苦しむものぞといふ事を、朝夕わすれ玉はず不便に思召て、有來りたる定まりの年貢の上をいさゝかもまさぬやうに、すこしにても百姓の辛苦のやすまるべきやうにと心がけ玉ふべき事、御大名の肝要なるべく」云々(五七二頁)

かく規定以外に年貢を増徴せず、その他のかゝり物を徴せざることをせば、それだけ百姓の生活は餘裕を生ずるものとも見得るわけではあるが、そのみにて百姓が満足するであらうか、將たまたそれによつて百姓の困難は救はるべきものであらうか。

次に農民の都市集中に對する策としては「百姓の兄弟子共などを外へ出す事を嚴しく禁ぜらる國々もあれども、それは源を濁して流れの末を清くせんとするが如くなる物なる故に、その禁制もとかくに立がたく、又今の世はたゞ當座の事をのみはかりて、始終の所を考へざるならひなれば、さしあたりてまづ其の年の上納だにとよのへば宜しき事にして、百姓の痛むをばかへり見ず、百姓いためばゆく／＼上の大なる御損失なることをも思はず、漸々に農民のおとろへゆく事は、かへす／＼も歎かはしきことの至りなり」(五七三頁)。といへるは至言であるが、然らば如何にして農民を其故郷に満足して留まらしむべきか。その具體的方法について未だ説く所なきが如くであり、單に年貢を増徴せざるこのみにて、よく之れを實現し得べきであらうか。また農民に對する根本的政策

の如きも、果して如何にすべきであるか。それ以上には何等説く所なき如くである。

五

百姓一揆は徳川時代に於て頻繁に行はれた。宣長は『これ武士にあづからず、畢竟百姓町人のことなれば、何ほどの事にもあらず、小事なるには似たれ共、小事にあらず、甚大切の事なり』(五七四頁)とて之れに關する意見を述べてゐるが、先づ百姓一揆は如何にして起るかといふに『今の世百姓町人の心もあしくなりたりとはいへども、よく／＼堪がたきにいたられれば此の事はおこるものにあらず、たとひ起さんと思ふ者ありとても村々一致することはいかた／＼、又悪黨者ありてこれをすゝめありきても、かやうの事を一同にひそかに申付す事はもれやすきものなれば、中々大抵の事にては一致はしがたかるべし。然るに近年此事の所々に多きは、他國の例を聞て、いよく／＼百姓の心も動き、又役人の取はからひもいよく／＼非なること多く、困窮も甚しきが故に一致しやすきなるべし』(五七四頁)。かくの如く百姓一揆は『いづれも困窮にせまりてせん方なきよりおこるとはいへども、詮ずる所、上を恐れざるより起れり。下民の上をおそれざるは亂の本にて、甚容易ならざる事にて、まづ第一その領主の耻辱これに過ぎたるはなし』(五七四頁)と。封建社會の鼎の輕重は、百姓一揆によつても、既に問はれつゝあつたものではあるまいか。

然らば之を如何に處置すべきであらうか。曰く『その起るところの本を委細によく／＼吟味して是非をたゞし、下の非あらばその張本のともがらをおもく刑し玉ふべきは勿論の事、又上に非あらば、その非を行へる役人を重く罰し玉ふべきなり。抑此事の起るを考るに、後にいづれも下の非はなくして、皆上の非なるより起れり』(五七四頁)。されば『その因て起る本を直さずはあるべからず。その本を直すといふは、非理のはからひをやめて民をいたはる是なり。たとひいかほど困窮はしても、上のはからひだによろしければ此事は起るものにあらず、然るに近年はこゝにもかしこにも多きにより

て、めづらしからぬ事になりて、まづ一旦靜まればよき事にして、さのみ跡の吟味もくはしからず、張本人を一兩人とらへて定まりのどほり刑に行へば、そのむきにて跡の上の取計らひをたしなみ改むる事もせず、世間に例多ければ、さのみ耻辱とも思はれぬやうの所もありとぞ。さてその張本人といふものも、近來はたと假にまうけたる者にて、實の張本にはあらず、その假の者といふは、かねて此事をおこす始めより、相對にて、かりにこれを張本人といふ者にたて、後に刑に行はるべき覺悟にて定めおく故に、これを刑しても何の益もなく、あたふ罪なき民をころすはあはれむべき事なり。上にもかりのものといふ事はしりながら、たゞ定法だに立ばよきことにして濟すなり。近來はすべてかやらの輕薄無實の刑多きは甚だあるまじき事なり』(五七五頁)。また、とひ百姓一揆に對して勝をとることも『敵とするところみな自分の民なれば、一人にてもそこたふときは畢竟は自分の損なり。(中略)さしあたりては、手ごはきときはやむ事を得ず、少々人を損じてなりとも、まづ早く靜むるやうに、はからはん事もより然るべき事なり。又將來を恐れしめんためにも、一旦は武威を以てきびしく押へ靜むるも權道なり。然れども始終は武威ばかりにては押へがたし。此方よりきびしくあしらふは、以後又かの方よりも、いよゝきびしくかゝれと教ふるやうの道理なればなり。然れば此の事はとにかくに、その因て起る本をつゝしむ事肝要たるべし』(五七六頁)と。

六

次に町人階級に對する觀察を見るに、曰く『今の世の町人の奢は、殊に甚しき事なり。すべて飲食衣服よりはじめ諸道具住居等、みな高貴の人のうへときのみ異ならず、中にもすぐれて富る者などは、内々こまかなることのおごりは大名にもおさゝおとらず、何事も善美をつくしてゆたかにくらす事なり』(五七六頁)と。然し町人には定まれる階級もなく、とかく富たる者を見做つて分不相應に豊かに暮さんとするため、困窮する者も甚だ多い。たまゝ世上の奢侈増長せることに心付きて、物事實素を心がくる者があつても、世間並を

外れては人に悪く思はるゝ所から、自然世間に従ふやうになり、又儉約をしてもその要點を外れ、又は暫くは儉約を行つても又何時となく弛み、年々月々に世上華美になりゆく有様である。

(五七六頁
五七七頁)

世の生活向上に伴ひ商賣多く、金銀も融通し、さのみ困窮せざるが如くにも考へらるゝが、決して然うではない。上中下共に身分不相應に奢り、内證は困窮なる故、商事は多くとも買たる物のあたひを得出さざる者殊の外多く、又借金銀を返濟せざる者も多く、又百姓の商人となる者多き故、商人の數多くなり、商人一人當りの商ひ高は多からず、商ひ高少ければ渡世困難となり、掛賣りをなして損失を招き、困窮に陥るに至るものである。(五七七頁)

然し商人は百姓に比すれば身を勞することも少く、百姓よりも奢侈的生活を營み得るものであるから、百姓の商人となるもの多く、商人の數増加して共倒れとなるに至る。又世上の奢りにつれて無用の物を夥しく作り出し、それがために人の手間を費し、田地山林等多く費えて、有用の物を作り出す妨となるものである。(五七七頁)

然らば商人は無用の者であるか。決してそうではない。『交易のために商人もなくてはかなはぬものにて、商人の多きほど、國のためにも民間のためにも、自由はよきものなり』(五七八頁)。然し『總して自由のよきは、よきほど損あり、何事も自由よければそれだけ物入多く、不自由なれば物入はすくなし』(同上)。然るに今や商人職人は、年

々々に便利自由なるものを作り出し賣り弘むるため、益自由となり、事も物も數々おほくなり、華美となり、物入多く世の中の奢侈を長するに至つたものである。(同上)

宣長の町人觀は以上の如くであり『工商はなくてもすむべし』といふが如き、極端なる町人排斥論をなさず、交易のためには、商人はなくては叶はざるものなりといふ立場に立つて居るが、然し奢侈を増長する者は町人なりといふ考は、強く存するが如くである、貧富懸隔の問題については、次に、之を窺ふこと、しやう。

七

世の有様を見るに、富者は益富み貧者は益貧となるものである。宣長曰く『世間の困窮に付ては、富る者はいよ／＼ますます富を重ねて、大かた世上の金銀財寶はうごきゆるぎに富商の手にあつまることなり、富める者、商の筋の諸事工面よき事は申すに及ばず、金銀ゆたかなるによりて、何事につけても手行よろしくて、利を得る事のみなるゆゑに、いやとも金銀は次第にふゆる事なるを、貧しき者は何事もみなそのうらなれば、いよ／＼貧しくなる道理なり』(五七八頁)また世上困窮につけては、金銀を借る者多く、富者は之を貸して利を得、貧者は借りて利を出し、借りて返さざるときは、貸者は種々の手段によつて之を取り返へさんとする故、損失を蒙ることは少い。かくの如くにして『貧人は富人のために貧をまし、富人は貧人によりて富をかきぬるなり。右は商人のみならず、百姓などのうへにても同じ事にて、富る者は百姓ながらに、多く商をもし金銀のやりくりのうへにて利を得る事も、商人にかはることなし』(五七九頁)と。

かくの如く貧富の懸隔を生ずることは、古來よりのことであつて、今に始まつたことではないが、當今は別してそれが甚しきやうである。これは然るべき方法によつて、程よく融通するやうにしたきものである。即ち曰く『上に立て治め玉ふ人の御はからひを以て、いかにして甚富る者の手にあつまるころの金銀を、よきほどに散して、専ら貧民を救ひ玉ふやうにあらまほしきものなり』(同上)と。然らば如何なる方法によりて之をなすべきか。『その散しやうは、その者の歸服して心から出すやうにあらではおもしろからず。いかほど多く善へ持たればとても、これみな上より玉はりたるにもあらず、人の物を盜めるにもあらず、法度に背きたる事をして得たるにもあらず、皆これ面々の先祖又は己が働きて得たる金銀なれば、一錢といへどもしひてこれを取るべき道理はなし。金銀はいかほど澤山に持つても人毎に猶ふやさんとこそ思へ、いさよかにても故なくてこれを出す事をば甚懣ふるものなり。然れ共又心より歸服だにすれば、よしなき佛寺などのために、多くの金銀を出してをしむことなければ、まして領主の貧民を救ひ玉ふ御仁政のためならんには、其模様によつて随分心から感服して相働き、御用に立つべき事にて、是には宜しき仕方の有べき事なり。とにかくに、しひてこれを召んことは心よからず』(五七九頁)と。然らばその仕方とは如何。曰く『上より民を救ひ玉ふ御仁政の專行はれて、貧民その御めぐみを有がたく存じ奉る様子を見れば、仰付られず共おのづから富人は救ひの志出來べきことなり。さてもし志ありて貧民を救ふ者あらんには、そのほどく厚くこれを賞美したまはゞ、彌相はげみて救ふ者多かるべし。』(五八〇頁)と。然るに民を救ふ政は少くして、たゞひたすらに、上の御用の金銀をのみ仰付られ、これを賞するが故に、富者も金銀を出さず、貧民を救ふ能はざるに至るものである。又富者より金銀を借上げらるゝことも、必ずしも良策にあらず、たゞ君恩を有難く思ひ冥加のために献金をなすは格別である。然し『左様の金銀も皆貧民に施して、なるべきは上の御用に用ひ玉はぬや

うにこそあらまほしけれ』(同上)と説き、以上の金銀はすべて貧民救済に充つべく、政府の行政費に充つべきものにあらざることを説いて居る。

また町人より金銀の御用を勤めんと願ふ者あらば、これを許さるゝも差支なき如くであるが、その御用の筋にことよせて、金銀を貸付くる如き者は排せなければならぬ。かの所謂仕送り町人の如きこれである。『これ、ますく富者を富す事にて、世の貧民のために大なる害なり。たとひ上のためには御勝手になる事なりとも、下民のために害あらん事はすべて禁ぜらるべきにこそ』(五八〇頁)

八

次に當時益發達し來りし貨幣經濟に關して宣長は果して如何なる觀察をなせしか。『金銀といふ物は上もなき實にてはあれども、實は飲食の替りにもならず、衣服のかはりにもならず、すべて何の用にも立がたきものなるに、これを通用するは、その何の用にもたよぬ物を以て、世中の一切の用を辨じさする仕方なる故に、その仕方によりては得失はある事なり』(五八三頁)とし、貨幣の交換媒介物たることを認めて、その用ひ方如何によりては利害あることを説き、先づ第一に流通の多少を問題として居る。

即ち曰く『抑金銀を廣く通用する事は慶長のころより始まれることにて、その以前はたゞ錢のみの通用なりき』(五八三頁)とて貨幣使用の普及せしことを説き、世上金銀拂底のため世の困窮する如く思ふは誤りにて今の世に金銀の得難きはその少き故にあらず、却てあまり多きより起れることなりとして曰く『米穀をはじめ其外何にても、萬の物を取引するに、その正物を取引するよりは、價をはかりて金銀にて取引するが格別便

利よき故に、昔は正物にて取引したる事をも、今はみな金銀にてするやうになり、其外萬の事みな金銀にてとりはからふやうになりて、次第に金銀のとりやり多くしげくなり、其とりやりかけ引の間に、なほまたさまざま便利なる仕方などあるやうに、萬物萬事みな金銀にて間の合やうになれるは、これ全く世上通用の金銀の甚多きが故なり。(中略)今は右の如く世間に此とやり掛引しげく、金銀つねに人の耳目にちかく親しく、又金銀にて何事も濟む故に、人毎にこれを得んことを願ふ心も、むかしよりは格別に甚しく切なるによりて、甚得がたきやうに覺ゆるなり(五八三頁)とし、又毎年盆前と極月とは常よりも多くの金銀が市場に出づるにも拘らず、格別に金銀逼迫していよく得難きやうに覺ゆるは、常よりも授受の繁きためであつて、金銀の流通少きを爲めではない。

金銀通用の始めには、さのみ弊害もなかつたが、貨幣取引の盛となるに従つて種々の弊害を生ずるに至つた。即ち金銀取引の盛行するにつれ『其取引の間に過分の利を得る事多く、或は商人ながら物の交易をもせず、たゞ金銀のうへのみを以て世を渡る者もおびたゞしく、富人は別してこれによりてますます富を重ねること甚し。總じて金銀のやり引しげく多き故に、世上の人の心みなこれにうつりて、士農工商ことごとく己が本業をばおこたりて、たゞ近道に手早く金銀を得る事のみ目をかくるならひとなれり。世に少しにても金銀の取引にて利を得ることあれば、それだけ作業をおこたる故世上の損なり。いはんや業をばなさずして、たゞ金銀の上のみにて世を渡る者は、みな遊民にて、遊民の多きは國の大損なれば、おのづから世上困窮の基となれり(五八四頁)』としてゐる。これはかの貴穀賤金の思想とは大にその趣を異にし、貨幣經濟社會の中心的弊害を指摘したものであり、不勞所得に對する一大痛棒とも云ふべき説であらう。

更に他の弊害は貨幣使用普及すれば『人々買まじき無益の物をも買ひ、爲まじき無益の事をも爲などする故、お

のづから奢を長ずる、これみな世の困窮の端となることなり』とし、(同上)。武士も百姓も出家もみな『鄙劣なる商人心になりて世上の風儀も輕薄になる事ぞかし』(同上)とて、貨幣經濟の人心の上に及ぼす影響をも擧げて居る。

貨幣使用の普及には、以上の如き弊害があるが、これを改むることは容易ではない。『不便利なる事すら、久しく馴たるを俄に改めては、人の歸服しにくきものなるに、ましてこれは甚便利なる事なるを、今更通用の金銀を減少などしては、當分大にさしつかふる事など多くして、却て大に失あるべし』(五八四頁)。然し『右の手細(貨幣流通の弊害)どもをつねよく心得居て、總體正物にて取引すべき事は少々不便利にはありとも、やはり正物にて取引をして、金銀の取引のすぢをば、なるべきだけはこれを省き、猶又さまざまの金銀のやりくりなども、なるべきだけは随分これを止め又爲べき事を金銀にて仕切るやうのすぢは、猶更無用にあらまほしき事なり』(五八五頁)とて貨幣取引に制限を加ふべきことを説き、『總じて然るは不便利にて地道なる事は、始終全くして失なきものなるを、算用にかゝり便利にはしるときは、必ず間違ひもいでき、詐欺のすぢもありやすく、思ひがけぬ失のあることなれば、國の政をとり行はんなどは、此所をよく考へて、萬事なるべきだけは、金銀便利のすぢにはかゝらぬやうに、心がけ玉ふべきにこそ』(同上)と述べてゐる。かくて貨幣取引が制限縮少せらるれば、人情金銀より遠ざかり、民の本業を大切に勵むに至るべしと説いてゐる。思ふに貨幣經濟の發達が、自然經濟の上に立つ封建制度と相容れざるに至るべきは勿論であるが、これがために、貨幣經濟の發達を抑止して、自然經濟へ復歸することが果して可能なるべきものであらうか。

九

以上の外、宣長は猶、個人經濟と國民經濟、若くは一藩の經濟と國家全體の經濟との間には、

區別あることを明かにしてゐる。例へば『平民の身一分のうへにて、いかにも何わざをしてなりとも、金銀を得る事の多きが利なれども、上に立て民を治むる人の身にとりては、領内おしならして利益あることならでは、損あるなり、たとへば城下はにぎはうて商人は利を得る事多くても、在々百姓のつまりとなりては、本を失うて末を益するなり。但しこれは天下と一國々々との差別あり、たとへば何にもせよ、世上に無益の奢の爲めに用る物を多くつくり出す國あらんに、これは天下のうへよりいへば損なれども、其國にとりては損にあらず。いかにといふに、其物を多く作り出すだけ、米穀を作り出す事すくなけれ共、其物の價を取て、米穀等をばそれだけは他國より買取ゆゑに、其國には損なし。然れ共その國にてその米穀をつくり出さざるだけ、天下の上にては損あるなり。すべてこれらに限らず、天下と一國一國との上にて、その趣のかはる事外にも多し』(五七七頁、五七八頁)とあるが如き、その區別を示すものである。

されば一國の政策としては、個人の利益よりも、國民全體の經濟に影響する所を考へなければならぬ。既に述べしが如く町人が無益の奢侈品を造り出すことは、町人自身にとつては利益あることであつても、これがために田地山林多くつひえて、有用の物を作り出す妨となり、天下の間を無益に費す以上は、一國の政策としては是認すべきことではない。然るに『世人此子細をわきまへずして、何ごとをしてなりとも人の渡世になる事多く、商事おほければ、世上のにぎはひ繁昌なりと心得るはひが事なり』(五七七頁)と。

また之と反對に『金銀通用の筋などは、天下のうへの事なれば、いかほど害ある事有とても、一國ぎり私にはいかにともすべきやうなし』(五八五頁)と説き、一國の制度として存する場合は、各地各個人に於て、之れより脱する能はざることを説いて居るが、これ亦その反面に於て、一國と地方及個人との區別を認むる

ものといふことが出來やう。

10

「秘本玉くしげ」にあらはれた宣長の經濟思想について、その主なるものは上に述べし所の如くである。

宣長の學問は、古典の訓詁註釋がその全面を蔽ふて居るが、彼は決して單なる訓詁註釋家ではなく、古典の研究のうちに學說を創り出した人であつた。政治經濟の道を説くことは、必ずしも彼の學問の本筋ではないであらう。然し「秘本玉くしげ」に現はれた治道論の思想は、當時の經濟說として重要な意義を有するものである。宣長を以てまた當時の經濟學者の一人として考ふることも、必ずしも不當ではあるまい。

宣長の經濟說については、その一々の事柄は既に述べた所によつて明かであるが、それ等の意見を通じて觀た特徴は、先づ第一に宣長は國學上の見地より、儒者の支那思想に拘泥するを難じ、全く漢意を交へず、純然たる日本固有の大道に本づいて、政策を立つ可きものとし、其見地に立つて論議してゐること是れである。

第二に彼の意見は保守主義であり漸進主義である。多少害のあることであつても、俄かに禁止難きものは、常々心をつけてそれを増長せしめざるやうにし、何時となく自然に行はれざるやう

* 村岡典嗣著「本居宣長」237頁

** 同上、328頁以下

にすべきことを論じて居り、新規の事は大抵は爲さざるを以て可としてゐる。即ち急激なる改革を認めず、極端に走ることを避けてゐる。貨幣經濟について、自然經濟復古説を唱へたる如きは、その著しき現はれである。之には當時の封建社會の影響もあるであらう。

第三に、種々の問題について當面の對策を論じて居るばかりでなく、その根本策を究明すべきことを説ける點も注意せなければならぬ。然しその具體的方法については一々巨細に列擧して居ないが、それは所謂古道の思想を應用すべきものであるかの考であるかとも思はれる。

第四に彼れの所論は概して穩健であり、また空理を説かず、實證主義的であることも看取し得る所である。^{*}たゞ彼れの考ふる所が、社會經濟發達の一般的大勢に合すべきものであつたか否やは大なる疑問の存する所であり、議論の徹底せざる如き感を與ふる所もないではない。また其當時の他の經濟學者の思想と相類する點も決して少くはないと思ふ。然し彼の貧富調節論や貨幣社會の弊害に関する意見の如きは特に注意すべきものであらう。

* 同上、369頁